令和８年（フ）第２９７号
福井県鯖江市屋形町１番４号
債務者　坪内　法光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９８号
福井県鯖江市鳥羽３丁目１番10―34号、旧住所福井県鯖江市上野田町第１号２番地16
債務者　佐喜眞弥生
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０７号
福井市花堂北１丁目６番16号　エルシー花堂206、旧住所福井市江守中１丁目101番地　江守センタービル301号
債務者　市村　彰広
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
長野市大字栗田713番地１　ワコー栗田Ｎ棟202
債務者　神田　江美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１７号
長野市大字稲葉2351番地26　ナガノ喜楽105
債務者　平出　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５９５号
兵庫県尼崎市口田中１丁目16番32号　近藤方
債務者　新海麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６３８号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目37番地の17　ＧＳハイム塚口　205号
債務者　長岡　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５３号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目６番２―206号
債務者　奥野美佐枝
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６５９号
兵庫県西宮市石在町19番１―604号
債務者　辻井　葵
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２５５号
兵庫県明石市魚住町清水2373番地の４　鳥本マンション202号、前住所兵庫県明石市魚住町清水2096番地
債務者　竹内　賀則
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
広島県呉市音戸町波多見１丁目６番46号
債務者　仲里　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２１号
広島県呉市坪ノ内町９番１―802号
債務者　竹内　光惠
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２１８号
徳島県徳島市南二軒屋町一丁目２番55号、旧住所徳島県徳島市国府町南岩延859―15　日の出ビル506
債務者　岸　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９５号
徳島県徳島市国府町和田字表５番地の２　ギャラック国府２棟42号室
債務者　佐藤　晋
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９９号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田76番地１　レインボータウン名田　Ｊ号
債務者　榊　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
徳島県徳島市北沖洲四丁目６番45―102号　ソワ・リヴィエール、旧住所大阪府大阪市東住吉区今川８丁目９番23号　ヴィーブル和みＡ―103号
債務者　高島　直輝
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８号
高知県宿毛市西町４丁目２番20の２号棟207号、前住所京都府京都市右京区太秦京ノ道町９番地１　ハイツ京の幸　401号
債務者　岡花　静音
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所中村支部